

令和8年度版

転学者・退学者向け

端末購入支援金の御案内

愛知県教育委員会 ICT 教育推進課

1 支援金対象世帯

対 象 者 (世 帯)	支 援 額 (上限 10 万円)
生活保護受給世帯・住民税所得割が非課税世帯	全額
ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯・児童扶養手当受給資格を有する世帯）※一部支給も含む	3 / 4
多子世帯（令和8年4月1日時点において扶養する23歳未満の子が3人以上かつ住民税所得割合計額が264,500円未満である）	
特別支援学校高等部に入学した者	全額

◎この支援金は補助 EC サイトで「補助金申請による購入」を選択して購入した世帯が対象ですが、特別な理由により補助 EC サイトで「補助金申請による購入」以外で購入した世帯も申請することができます。※

※身体的特徴により学校指定端末では学習に支障が生じる場合、補助 EC サイトで誤って「一般購入」で購入した場合、誤って一般購入（家電量販店やネット通販など）した場合、補助 EC サイトの販売期間終了後に入学した場合など。

2 支援金申請に必要なもの

申請には、申請書及び必要書類を取得する必要があります。必要書類については、申請区分ごとに異なりますので、該当する書類を確認してください。

① 申請書について（全員が共通に必要なもの）

・ （別記様式第4号）県立学校学習者用端末購入支援金交付申請書

※・ 補助 EC サイト「補助金申請による購入」から購入した者は記入例①～③の該当する例にしたがって記入してください。

- ・特別な理由により補助 EC サイト「補助金申請による購入」以外から購入した者は記入例④にしたがって記入してください。

② 申請区分ごとの必要な書類

- ・申請する区分ごとに必要書類と取得場所・取得時期を確認してください。

低所得世帯（生活保護受給世帯）	
必要書類	① 生活保護受給証明書 または ② 児童養護施設に入所していることが証明できる書類 (施設入所証明書又は在籍証明書)
取得場所 と 取得時期	① お住まいの地域を管轄する福祉事務所又は市町村役場 →令和8年4月1日以降に発行されたもの ② 入所している（していた）児童養護施設 →随時発行される

低所得世帯（住民税非課税世帯）	
必要書類	① 保護者全員分の課税証明書（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの）
取得場所 と 取得時期	① お住まいの市町村役場 →令和8年6月1日以降に発行されたもの（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの） ※自治体により5月中旬から取得可能（給与天引きの者に限る）

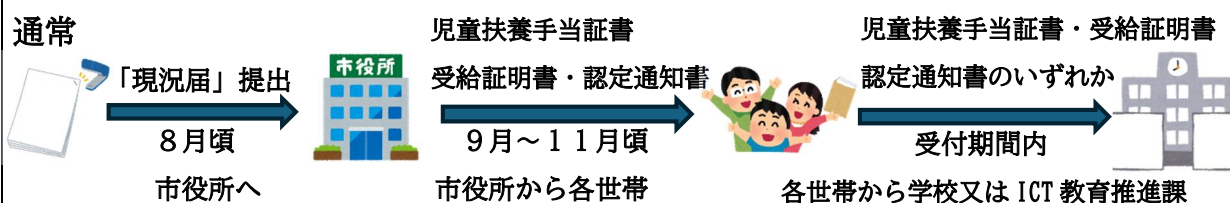
ひとり親世帯

必要書類	①児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当受給証明書又は児童扶養手当認定通知書の写しのいずれか（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの） ※8月頃に市町村役場へ「現況届」を提出している世帯は、その結果の通知にあたる書類。
取得場所 と 取得時期	① いずれもお住まいの市町村役場窓口 →8月頃に市町村役場へ「現況届」を提出している世帯は、9月～11月頃に市町村役場から各世帯へ送られてきます。（豊田市は除く）

例外)

- ・豊田市在住世帯又はその他事情により上記の必要書類が取得できない世帯は、その時点で取得可能な児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当受給証明書又は児童扶養手当認定通知書の写しのいずれか及び課税証明書。

※豊田市では上記①の必要書類を提出期限までに取得することができないため。



豊田市・その他例外の場合



※市町村役場にて、以下2つの書類を取得する

- ・現在取得可能な児童扶養手当証書の写し、児童扶養手当受給証明書又は児童扶養手当認定通知書の写しのいずれか。
- ・課税証明書

多 子 世 帯	
必 要 書 類	① 保護者全員分の課税証明書（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの） 及び ② 住民票（世帯全員分が記載されたもの）
取 得 場 所 と 取 得 時 期	① お住まいの市町村役場 →令和8年6月1日以降に発行されたもの（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの） ※自治体により5月中旬から取得可能（給与天引きの者に限る） ② お住まいの市町村役場 →令和8年4月1日以降に発行されたもの

【その他】

- 海外在住等の理由により日本国内の自治体から住民税の課税がされていない保護者等については、令和7年1～12月の海外所得を含めた世帯所得を基に補助対象の有無を ICT 教育推進課において決定する。帰国後に所得の減少が大きい場合には、減少後の所得をもって判断する。
- 遺族年金や障害年金等の受給者のうち、児童扶養手当受給資格を有するが受給していない（遺族年金や障害年金等を受給しているため）世帯は、ひとり親世帯の区分で申請を行う。児童扶養手当受給確認書類の代わりに戸籍謄本・住民票・課税証明書の3つをもって判断する。
- 上記の事項、その他事情により必要書類が取得できない場合は、ICT 教育推進課までお問い合わせください。

③ 特別な理由により EC サイト「補助金申請による購入」以外から購入した者が
必要な書類

- ・領収書（宛名、領収日、購入した端末、支払額（税込）、販売店名が記載されたもの）

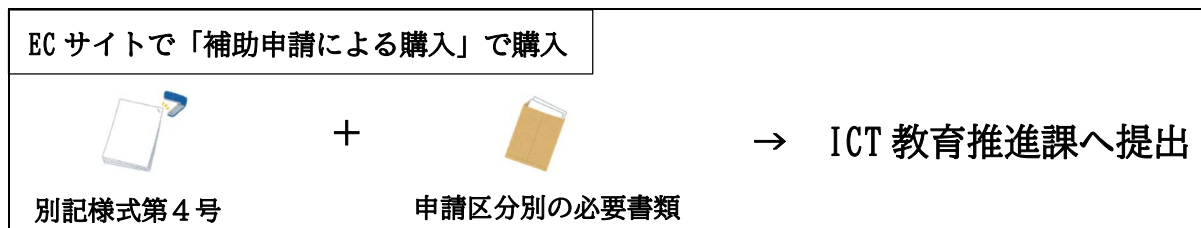
※のりで貼り付けられるサイズのものとは別の紙に貼って提出する。貼り付けられないサイズものはホチキス止めで提出する。必要に応じてコピーでも可とする。

4 支援金の申請について

申請書、必要書類等を ICT 教育推進課へ受付期間内（必着）に郵送又は持参により提出してください。

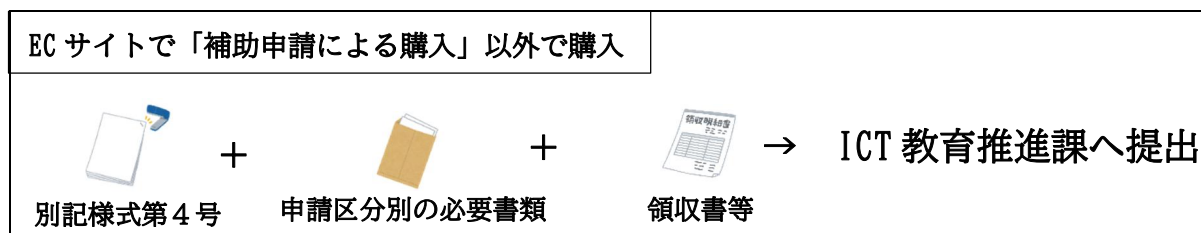
I 補助 EC サイトで「補助金申請による購入」から購入した者

<提出書類例>



II 特別な理由により EC サイト「補助金申請による購入」以外から購入した者

<提出書類例>

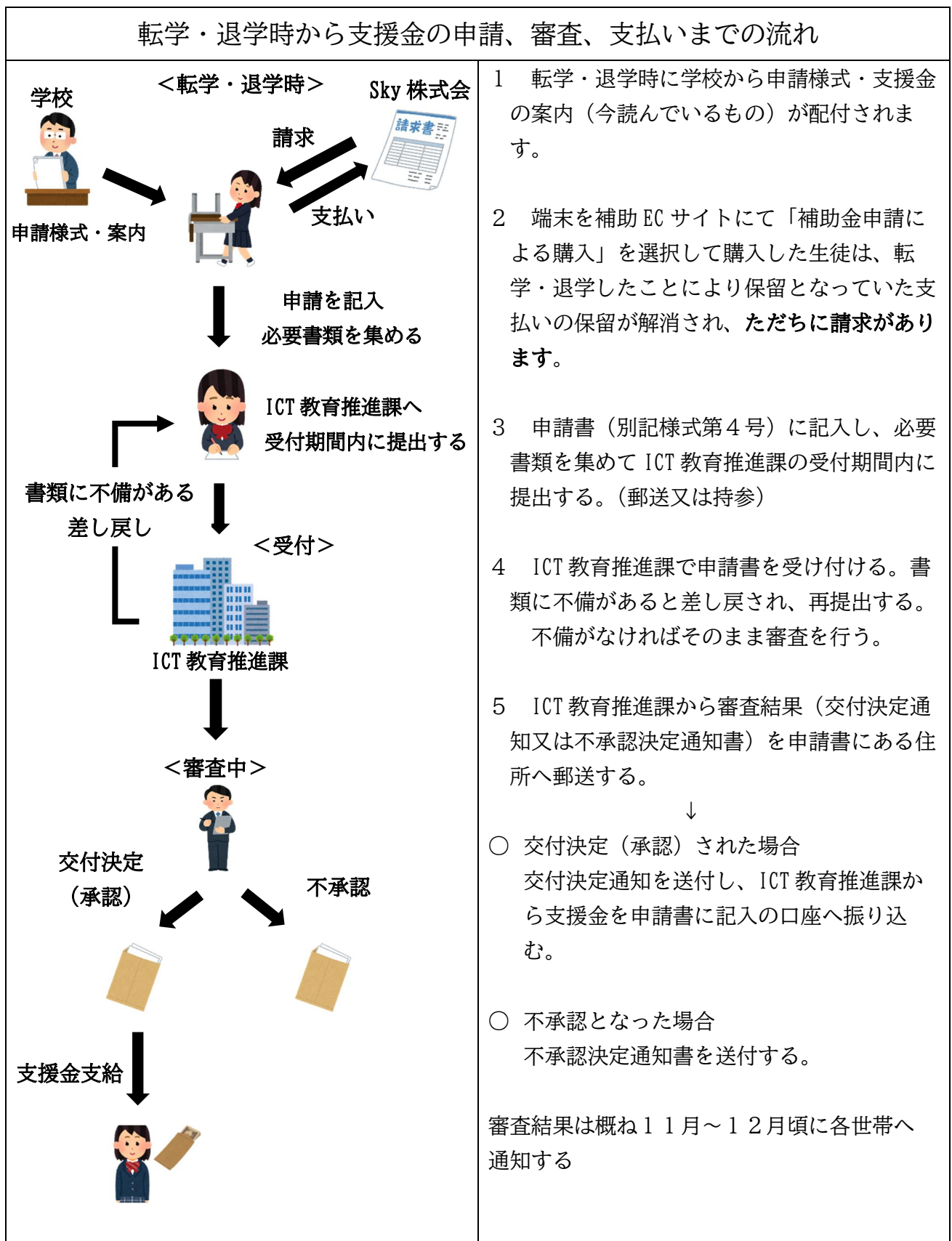


III ICT 教育推進課への提出期限

下記の受付期間内に郵送又は持参により提出してください。

<p><u><ICT 教育推進課 受付期間>※必着</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 低所得世帯、多子世帯 →令和8年8月3日（月）～9月30日（水）・ ひとり親世帯 →令和8年10月1日（木）～11月13日（金）

5 申請から支援金支払いまでの流れ



6 注意事項について

△申請にあたっての注意点

- ・申請は（別記様式第4号）県立学校学習者用端末購入支援金交付申請書を使用して申請する必要があります。（申請する区分ごとに該当する記入例に従ってください）
- ・申請書を受付期限内に提出できない場合は支援金を受けることができません。
- ・申請書は正確に読み取れる丁寧な字で書いてください。
- ・申請書に不備がある場合は申請書を差し戻す場合があります。
- ・申請書には必ず連絡の取れる連絡先（電話番号・メールアドレス）を記入してください。万が一申請書に不備があった場合、連絡がとれないと不承認となる場合があります。
- ・転居により住所が変更となる場合は必ず郵便局へ転出届を提出する、もしくはICT教育推進課まで申し出てください。

△その他注意点

- ・端末を補助ECサイトにて「補助金申請による購入」を選択して購入した生徒は、保留となっていた支払いの保留が解消され、**ただちに請求があります**。

問合せ先

〒460-8534

名古屋市中区三の丸 3-1-2 自治センター 10階

愛知県教育委員会 ICT 教育推進課

電話番号 052-954-7462 (ダイヤルイン)

E-mail ictkyoiku@pref.aichi.lg.jp

【県立学校学習者用端末購入支援金交付申請書】

以下のページから様式をダウンロード可能



<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ictkyoiku/byod.html>